



2018年11月15日

各位

会社名 日総工産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 清水 竜一  
(コード番号:6569 東証市場第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 松尾 伸一  
(TEL. 045-514-4323)

### 株式の売出し並びに

### 主要株主の異動及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、2018年11月15日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当該売出しにより、当社の主要株主及び親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

#### 記

#### I. 株式売出し

##### 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数 | 当社普通株式 1,600,000 株   |
| (2) 売 出 人 及 び<br>売 出 株 式 数 | 清水 唯雄 687,000 株<br>清水興産株式会社 430,000 株<br>清水 智華子 313,000 株<br>清水 智湖 170,000 株   |
| (3) 売 出 価 格                | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2018年11月28日(水)から2018年12月3日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。） |

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の6営業日後の日。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水 竜一に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、2018年11月15日(木)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2.をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 240,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。  
売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。  
なお、上記1.(1)に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがある。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から240,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水 竜一に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、2018年11月15日(木)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

### 1. 株式売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社普通株式の分布状況の改善及び投資家層の拡大と流動性の向上並びに当社が留保金課税の対象外となることを目的としたものであります。

### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「I. 株式売出し 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、当社株主から 240,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、240,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。また、当該需要状況による減少とは別に、前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）（1）売出株式の種類及び数」に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがあります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得するために、240,000 株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2018 年 12 月 25 日（火）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2018 年 12 月 25 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である清水唯雄、清水興産株式会社、清水智華子及び清水智湖並びに当社株主である株式会社CWホールディングスは、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

## II. 主要株主及び親会社以外の支配株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、主要株主及び親会社以外の支配株主の異動が見込まれます。

### 2. 異動する株主の概要

主要株主及び親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

- (1) 氏 名 清水 唯雄
- (2) 住 所 神奈川県横浜市神奈川区
- (3) 上 場 会 社 と 代 表 取 締 役 会 長  
当 該 株 主 の 関 係

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異 動 前 (2018年9月30日現在)	主要株主及び 親会社以外の支配株主	17,942 個 (10.72%)	78,200 個 (46.73%)	96,142 個 (57.45%)
異 動 後	—	11,072 個 (6.62%)	69,070 個 (41.28%)	80,142 個 (47.89%)

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2018年9月30日現在の発行済株式総数16,734,680株から、議決権を有しない株式1,180株を控除した総株主の議決権の数167,335個に基づき算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2018年9月30日現在の総株主の議決権の数で算出しております。

### 4. 異動年月日

前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）（6）受渡期日」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の6営業日後の日）

### 5. 今後の見通し

当該異動による当社の経営及び業績への影響はありません。なお、今回の主要株主及び親会社以外の支配株主の異動により当社は法人税上の特定同族会社に該当しなくなるため、留保金課税の対象外となり、当事業年度における法人税額が減少する見込みではありますが、これによる当社の業績への影響は軽微であります。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。